

令和4年度

「健康づくり優良事業所」

認定制度のご案内

※令和3年度中の取り組みが対象となります

STEP UP



協会けんぽ福岡支部では、健康づくりに取り組まれる事業所さまを応援させていただくことを目的に「健康づくり優良事業所」認定制度を実施しております。一定の基準を達成し、この認定を受けられた事業所さまには、**各種特典**を用意させていただきます。

★特典
1

認定証の贈呈

★特典
3

イメージアップ広報の実施

★特典
2認定ロゴマーク  の使用

名刺やポスターに表示し、従業員の健康に配慮した事業所であることをPRできます

(例)

- ・当支部の広報誌や健康経営セミナーを活用した健康経営取組み事業所の紹介
- ・ハローワーク等の求人票(備考欄)に記載可

★特典
4

住宅ローン特別優遇商品の利用【西日本シティ銀行】

西日本シティ銀行が通常適用金利に年0.2%上乗せして提供されている「3大疾病保障特約付住宅ローン 団体信用生命保険」にかかる保険料を金利上乗せなしで利用できます(令和3年度認定事業所様のご利用の申込期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)。ご利用される際は銀行の窓口で健康づくり優良事業所に認定された企業にお勤め(社員)であることをお伝えください。



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ

認定基準など
詳細は裏面へ

健康づくり優良事業所の認定基準

- ① 事業主以外の被保険者が1人以上いること
- ② 健康宣言事業所であること（「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」に登録）
- ③ 生活習慣病予防健診および事業者健診の受診率（40歳以上）が80%以上であること
- ④ 特定保健指導を導入していること
- ⑤ 健康保険委員の委嘱を受けていること
- ⑥ がん検診推進企業の登録をしていること（福岡県に登録）
- ⑦ 実績報告書を提出し福岡支部評価項目欄を記入していること

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を考慮して、基準を見直す可能性があります。

※令和4年度の認定基準について

- ・①は令和3年9月30日までに登録が必要です。
- ・②③は令和3年度の実績にて判定いたします（対象者がいる場合のみ）。
- ・④は令和3年度末時点で委嘱されていることが必要です。
- ・⑥は令和4年3月頃に当支部より送付。

協会けんぽ福岡支部ホームページより「入力用」の様式をダウンロードしてご提出することもできます。（紙媒体でのご提出）

※ゴールド認定基準については、①～⑥に加えて、実績報告書の回答内容より審査をいたします。

認定までの流れ

時期	認定の流れ
令和4年3月	実績報告書「記入用」を送付 ※「入力用」（協会けんぽ福岡支部ホームページよりダウンロード）のどちらかの様式を使用して提出
令和4年4月	評価に必要な項目を記入した実績報告書の提出 ・ 取り組み状況の確認 ・ 健康づくりアドバイザー派遣希望の確認
令和4年10月	認定にかかる審査結果の送付 ・ 健康づくり優良事業所認定証・ロゴマークデータを送付（基準をみたしている場合にお届けします。申請は不要です。） ・ 求人票等への認定取得掲載可
令和4年度中	福岡支部広報誌や健康経営セミナーで認定事業所の紹介

お問合せ



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ

企画総務グループ「健康宣言」担当

☎:092-283-7621

（音声ガイダンスに沿って、最初に「2」を、次に「5」の選択で、担当部署につながります）